


裁判長
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	平成29年(行ツ)第269号 平成29年(行ヒ)第311号
決定日	平成29年11月2日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	小池裕 池上政幸 大谷直人 木澤克之 山 口 厚
当事者等	上告人兼申立人 株式会社リブラン 同代表者代表取締役 鈴木雄二 同訴訟代理人弁護士 望月克也ほか 被上告人兼相手方 越野建設株式会社 同代表者代表取締役 越野充博 同訴訟代理人弁護士 高橋 淳
原判決の表示	知的財産高等裁判所平成28年(行ケ)第10191号 (平成29年5月17日判決)
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成29年11月2日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 宮 治 利 幸 	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

これは正本である。

平成 29 年 1 月 2 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 宮 治 利 幸

